

2017年10月27日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

日本リートファンド投資法人 (コード番号 8953)

代表者名 執行役員 難波 修一

URL : <http://www.jrf-reit.com/>

資産運用会社名

三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社

代表者名 代表取締役社長 辻 徹

問合せ先 執行役員リート本部 荒木 慶太

TEL : 03-5293-7081

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、本日開催の役員会におきまして、規約変更及び役員選任に関し、2017年11月27日に開催予定の第11回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、下記事項は、本投資主総会での承認可決により、効力を生じます。

記

1. 規約変更の主な内容及び理由について

- (1) 投資主名簿等管理人及びその事務取扱場所が変更された場合の公告手続を不要とするため、第9条第2項を変更します。
- (2) 投資方針について、投資主の利益を守るため必要な処置を講ずることができる場合を明確化するため、第14条第4項を変更します。
- (3) 投資主総会における議決権行使のための基準日について、決算期から3か月以内に開催される投資主総会にのみ適用されるものであることを明確化するため、第43条第1項を変更します。
- (4) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）第94条第1項において準用される会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第310条第1項に定める代理人による議決権の行使について、必要となる手続を明確にするため第44条を変更します。
- (5) その他、規定内容の明確化を行うとともに、表現の変更、字句の修正及び条文整備等のために、所要の変更を行います。（第19条第4号②、第35条第1項及び第46条第1項）

（規約変更の詳細については、別紙「第11回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。）

2. 役員選任について

執行役員難波修一並びに監督役員西田雅彦及び臼杵政治から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって辞任したい旨の申し出がありましたので、本投資主総会に、執行役員1名及び監督役員2名の選任に係る議案を提出いたします。

また、執行役員若しくは監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名及び補欠監督役員1名の選任に係る議案を提出いたします。

(1) 執行役員及び監督役員候補者

執行役員	難波 修一 (重任)
監督役員	西田 雅彦 (重任)
監督役員	臼杵 政治 (重任)

(2) 補欠執行役員及び補欠監督役員候補者

補欠執行役員	荒木 慶太 (重任) (注1、3)
補欠執行役員	木本 誠司 (新任) (注2、3)
補欠監督役員	村山 周平 (重任)

(注1) 上記補欠執行役員候補者荒木慶太は、現在、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社の執行役員リテール本部長です。

(注2) 上記補欠執行役員候補者木本誠司は、現在、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社のリテール本部ファンド企画部長です。

(注3) 本議案が承認された場合の執行役員への就任の優先順位は、荒木慶太を第一順位、木本誠司を第二順位とします。

(役員選任の詳細については、別紙「第11回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

3. 本投資主総会等の日程

2017年10月27日	本投資主総会提出議案の役員会決議
2017年11月9日	本投資主総会招集通知の発送 (予定)
2017年11月27日	本投資主総会 (予定)

以 上

【別紙】第11回投資主総会招集ご通知

(証券コード：8953)

2017年11月9日

投資主各位

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
東京ビルディング
日本リテールファンド投資法人
執行役員 難波修一

第11回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人第11回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができます。書面による議決権の行使をお望みの場合、お手数ながら後記の「投資主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、2017年11月24日（金曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、本投資法人現行規約第48条において「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面により議決権の行使をされない場合、投資主様が保有している議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入され、かつ、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになります。この点、十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。

＜本投資法人現行規約抜粋＞

第48条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時 2017年11月27日（月曜日）午前10時
（なお、受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテル 《本館中二階「光の間」》
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 投資主総会の目的事項
決議事項
第1号議案 規約一部変更の件
第2号議案 執行役員1名選任の件
第3号議案 監督役員2名選任の件
第4号議案 補欠執行役員2名選任の件
第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

以 上

<お願い>

- ◎本投資主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、投資主ではない代理人、及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主以外のご入場はできませんので、ご注意ください。

<ご案内>

- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ（<http://www.jrf-reit.com/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 投資主名簿等管理人及びその事務取扱場所が変更された場合の公告手続を不要とするため、第9条第2項を変更します。
- (2) 投資方針について、投資主の利益を守るため必要な処置を講ずることができる場合を明確化するため、第14条第4項を変更します。
- (3) 投資主総会における議決権行使のための基準日について、決算期から3か月以内に開催される投資主総会にのみ適用されるものであることを明確化するため、第43条第1項を変更します。
- (4) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第94条第1項において準用される会社法第310条第1項に定める代理人による議決権の行使について、必要となる手続きを明確にするため第44条を変更します。
- (5) その他、規定内容の明確化を行うとともに、表現の変更、字句の修正及び条文整備等のために、所要の変更を行います。
(第19条第4号②、第35条第1項及び第46条第1項)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。(下線は変更部分です。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第9条 (投資主名簿等管理人)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 投資主名簿等管理人及びその事務取扱場所は、役員会の決議によって<u>選定し</u>公告する。</p> <p>3. (記載省略)</p>	<p>第9条 (投資主名簿等管理人)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 投資主名簿等管理人及びその事務取扱場所は、役員会の決議によって選定する。</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>第14条 (投資方針)</p> <p>1. ～3. (記載省略)</p> <p>4. 本投資法人は、一般経済情勢、金融情勢、消費者動向、不動産市況等のマクロ経済情報又は投資法人の経営環境に急激な変化が生じ、投資主の利益を毀損する恐れがある場合、<u>前項の定めにかかわらず</u>、投資主の利益を守るため必要な処置を講ずることができるものとする。</p> <p>5. ～7. (記載省略)</p>	<p>第14条 (投資方針)</p> <p>1. ～3. (現行どおり)</p> <p>4. 本投資法人は、一般経済情勢、金融情勢、消費者動向、不動産市況等のマクロ経済情報又は投資法人の経営環境に急激な変化が生じ、投資主の利益を毀損する恐れがある場合、投資主の利益を守るため必要な処置を講ずることができるものとする。</p> <p>5. ～7. (現行どおり)</p>
<p>第19条 (資産評価の方法及び基準)</p> <p>本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類毎に定めるものとし、原則として以下のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (記載省略)</p> <p>(4) 有価証券</p> <p>① (記載省略)</p> <p>② その他の有価証券</p> <p>金融商品取引業者等から気配相場が提示されているときは、原則として当該気配相場により評価する。気配相場が提示されていないときは、原則として一般社団法人投資信託協会の<u>評価規則</u>に準じて付されるべき評価額をもって、その他の有価証券を評価する。</p> <p>(5)～(8) (記載省略)</p>	<p>第19条 (資産評価の方法及び基準)</p> <p>本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類毎に定めるものとし、原則として以下のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 有価証券</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② その他の有価証券</p> <p>金融商品取引業者等から気配相場が提示されているときは、原則として当該気配相場により評価する。気配相場が提示されていないときは、原則として一般社団法人投資信託協会の規則に準じて付されるべき評価額をもって、その他の有価証券を評価する。</p> <p>(5)～(8) (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第35条（役員任期等）</p> <p>1. 役員任期は、2年とする。但し、投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長又は短縮することを防げない。また、補欠として又は増員のために選任された役員任期は、前任者又は先任者の残任期間と同一とする。</p> <p>2.（記載省略）</p>	<p>第35条（役員任期等）</p> <p>1. 役員任期は、2年とする。但し、投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長又は短縮することを防げない。また、補欠として又は増員のために選任された役員任期は、前任者又は先任者の残任期間と同一とする。</p> <p>2.（現行どおり）</p>
<p>第43条（基準日）</p> <p>1. 本投資法人は、決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とする。</p> <p>2.（記載省略）</p>	<p>第43条（基準日）</p> <p>1. 本投資法人は、<u>投資主総会がその直前の決算期から3ヶ月以内</u>に開催される場合、当該決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とする。</p> <p>2.（現行どおり）</p>
<p>第44条（議決権の代理行使）</p> <p>投資主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は本投資法人の議決権を行使することができる投資主に限る。</p>	<p>第44条（議決権の代理行使）</p> <p>投資主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は本投資法人の議決権を行使することができる投資主に限る。<u>なお、この場合において当該投資主又は代理人は、投資主総会ごとにその代理権を証する書面を予め本投資法人に提出しなければならない。</u></p>
<p>第46条（電磁的方法による議決権の行使）</p> <p>1. 電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、<u>役員会の決議をもって、法令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本投資法人に提供して行う。</u></p> <p>2.（記載省略）</p>	<p>第46条（電磁的方法による議決権の行使）</p> <p>1. 電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、<u>本投資法人の承諾を得て法令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本投資法人に提供して行う。</u></p> <p>2.（現行どおり）</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員である難波修一から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって辞任したい旨の申し出がありましたので、本投資主総会において改めて執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における執行役員の任期は、本投資法人現行規約第35条第1項但書の定めに基づき、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2017年10月27日開催の役員会における監督役員全員の同意によって、提出されたものです。執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
(なんば しゅういち) 難波修一 (1957年12月18日)	1984年4月 弁護士登録、尾崎・桃尾法律事務所 1986年9月 米国コロンビア大学ロースクール 1987年9月 ウェイル、ゴッシャル・アンドメイ ンジス法律事務所勤務 1988年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録 1988年6月 バンカーズ・トラスト銀行 1988年12月 米国カリフォルニア州弁護士登録 1989年4月 桃尾・松尾・難波法律事務所パート ナー（現任） 1998年2月 三信建設工業株式会社非常勤監査役 （現任） 2001年9月 本投資法人監督役員 2002年6月 伊藤忠エネクス株式会社非常勤監査 役 2011年12月 本投資法人執行役員就任（現任） 現在に至る	0口

(注) 上記執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
また、上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。
上記執行役員候補者の任期には、投信法第99条第2項の規定を適用します。

第3号議案 監督役員2名選任の件

本投資法人の監督役員である西田雅彦及び臼杵政治から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって辞任したい旨の申し出がありましたので、本投資主総会において改めて監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における監督役員の任期は、本投資法人現行規約第35条第1項但書の定めに基づき、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、投信法及び本投資法人現行規約第33条の定めにより、監督役員の員数は、執行役員の員数に1を加えた数以上であることが必要とされています。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
1	(にしだ まさひこ) 西田雅彦 (1973年6月28日)	1998年11月 中央コーパス・アンド・ ライブランドコンサルティング株式会社 2001年2月 朝日アーサーアンダーセン 株式会社 2003年4月 株式会社アーケイディア・ グループ 2005年4月 東京国際監査法人社員就任 公認会計士登録 2005年12月 株式会社ウェブクルー非常 勤監査役 2007年1月 マークス・グループ株式会 社代表取締役(現任) 2008年12月 日本ファルコム株式会社非 常勤監査役 2010年1月 本投資法人監督役員就任 (現任) 2012年6月 信永東京有限責任監査法人 非常勤社員 2012年11月 米国公認会計士登録 現在に至る	0口

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
2	(うすき まさはる) 臼杵 政治 (1958年1月4日)	1981年4月 株式会社日本長期信用銀行 1994年4月 株式会社長銀総合研究所出 向 1998年10月 株式会社ニッセイ基礎研究 所 2000年10月 国際大学経営大学院非常勤 講師 2003年4月 中央大学国際会計大学院客 員教授 2003年10月 専修大学経済学研究科大学 院客員教授 2005年4月 早稲田大学ファイナンス研 究科非常勤講師 2011年4月 公立大学法人名古屋市立大 学経済学研究科教授（現 任） 2011年12月 本投資法人監督役員就任 （現任） 現在に至る	0口

(注) 上記監督役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

また、上記監督役員候補者は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務執行を監督しております。

第4号議案 補欠執行役員2名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、荒木慶太を第一順位、木本誠司を第二順位とします。

本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第35条第2項本文の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとなります。

また、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2017年10月27日開催の役員会における監督役員全員の同意によって、提出されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
1	(あらき けいた) 荒木慶太 (1970年2月4日)	1992年4月 野村不動産株式会社住宅販売部 1998年8月 同社 国際事業部 2001年3月 東洋信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社) 出向 2001年12月 野村不動産株式会社法人営業部 2003年3月 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社不動産運用部 2010年6月 同社リテール本部不動産投資部 2013年9月 同社リテール本部不動産投資部長 2015年2月 同社リテール本部副本部長兼不動産運用部長 2015年8月 同社リテール本部長(現任) 2015年12月 同社執行役員(現任) 現在に至る	0口

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
2	(きもと せいじ) 木本 誠 司 (1965年8月18日)	1989年4月 三菱商事株式会社化学品管理部 1991年2月 同社九州支社 1994年3月 同社為替部 1996年6月 米国三菱商事会社出向 1998年6月 三菱商事株式会社為替部 2000年7月 同社退職 2005年3月 株式会社ダイヤモンドシティ経営企画部 2007年3月 同社経営企画部長 2007年9月 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社経営企画本部部長 2008年5月 同社コーポレート本部経営企画部長兼財務部長 2009年4月 同社コーポレート本部経理部長兼業務管理部長 2014年6月 同社リテール本部ファンド企画部長（現任） 現在に至る	0口

(注) 上記補欠執行役員候補者荒木慶太は、現在、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社の執行役員リテール本部長です。その他、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

また、上記補欠執行役員候補者木本誠司は、現在、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社のリテール本部ファンド企画部長です。その他、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

なお、上記補欠執行役員については、就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案において、補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第35条第2項本文の定めに基づき、第3号議案における監督役員の任期が満了する時までとなります。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
(むらやま しゅうへい) 村山周平 (1949年10月22日)	1972年4月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1976年3月 公認会計士登録 1978年8月 等松・青木監査法人 ロサンゼルス事務所 1986年7月 同 パートナー 1993年8月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）ニューヨーク事務所 1996年8月 同 那覇事務所 2000年8月 同 東京事務所 2011年8月 公認会計士村山周平事務所所長（現任） 日本オラクル株式会社社外取締役 2015年2月 日本ファイルコン株式会社社外監査役（現任） 現在に至る	0口

(注) 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項、及び本投資法人現行規約第48条による「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

投資主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテル<<本館中二階「光の間」>>

電話：03-3504-1111

交通：J R 山手線・京浜東北線 有楽町駅より徒歩5分
地下鉄 東京メトロ日比谷線・千代田線・都営三田線 日比谷駅より徒歩3分
都営三田線 内幸町駅より徒歩3分
東京メトロ銀座線・日比谷線・丸ノ内線 銀座駅より徒歩5分



お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。